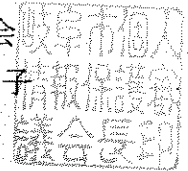


答 申 第 2 2 3 号
平成29年12月25日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子



保有個人情報の提供等について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成29年12月21日付け岐阜市福政第352号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の提供等について

(1) 事案の概要

高齢化の進展や地域社会における各世帯の繋がりが薄れてきていることに伴い、認知症等の原因により徘徊等で行方不明となる方（以下「行方不明者」という。）や警察等に保護されたものの身元が明らかにならない方（以下「身元不明者」という。）、また、様々な障がいや家庭の事情等の原因により支援が必要と思われるのに社会との交流を拒否する世帯（以下「交流拒否世帯」という。）（以下「保護対象者」と総称する。）が増加してきており、地方公共団体の福祉等の関係部署や警察等の関係機関（以下「関係部署等」という。）は、それらの方への対応に苦慮している。

本市においても、行方不明者や身元不明者に関する連絡が増加しており、また、交流拒否世帯に関しては、平成28年度に一家3人が遺体で発見されるという事案が発生しており、保護対象者を確認した場合は、関係部署等が情報を共有し、連携を取って速やかに適切な支援に繋げていくことができる体制の構築が喫緊の課題として求められている。

そのため、警察署（岐阜県岐阜中警察署、岐阜県岐阜南警察署、岐阜県岐阜北警察署及び岐阜県岐阜羽島警察署をいう。以下同じ。）による行方不明者の早期発見及び身元不明者の早期の身元の確定並びに警察署に対する交流拒否世帯の安否確認の要請のため、本市の関係部署が保有する保護対象者の個人情報を、当該保護対象者の住所を管轄する警察署に提供する。

また、保護対象者の支援を速やかに行うためには、本市内部においても、各課間で保護対象者の個人情報の授受を行う必要が生じるため、福祉部及び健康部各課が保有する保護対象者に関する保有個人情報を利用目的以外の目的のた

めに利用する。

(2) 提供又は目的外利用をする保有個人情報

保護対象者を保護した日時、場所、状況及び現在保護をしている期間並びに福祉部及び健康部の担当課が保有する個人情報ファイルに記載された氏名、性別、生年月日、電話番号、住所、国籍、世帯主、続柄、健康状況、病歴病名、障害程度及び医療機関名を事案に応じて必要の範囲内で提供する。

2 意見

適当なものと認める。